

平成29年第4回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成29年9月11日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第4号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第5号 諸般の報告について
- 第 5 議案第55号 町長専決処分について（平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））
- 第 6 議案第56号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第57号 平成28年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第58号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第59号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第60号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第61号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第62号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第63号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第64号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第65号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第66号 平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 第17 議案第67号 平成29年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第68号 平成29年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第69号 平成29年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第21 議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第22 議案第72号 教育委員会委員の任命について
- 第23 議案第73号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	高桑佳子	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	諸橋和史	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤佐由里
総務課長	河野照郎
町民課長	池田則男
保健福祉課長	権田孝夫
産業観光課長	大矢正人
建設課長	玉沖馨
教育課長	矢島則幸
町民課参事	山田栄
産業観光課参事	小崎一博
教育課参事	金泉嘉昭
教育課参事	権頭昇
代表監査委員	石川豊

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤理絵

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから平成29年第4回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（仙海直樹） 議会運営委員長から、9月1日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力お願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、高桑佳子議員及び6番、加藤修三議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの9日間に決定しました。

◎議会報告第4号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議会報告第4号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎議会報告第5号 諸般の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第4、議会報告第5号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

次に、新潟県町村議会議長会平成29年度第1回臨時総会について報告します。去る6月26日に新潟県町村議会議長会の臨時総会が開催され、出席してまいりました。お手元に配付いたしましたとおりの報告します。

次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。加藤修三議員から去る8月31日に開催された8月定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。諸橋和史議員から去る7月26日に開催された町村議会議員研修会について、高桑佳子議員から去る8月30日に開催された町村議会広報研修会について、お手元に配りましたとおりの報告書の提出がありました。

次に、閉会中の継続調査の結果報告を行います。

最初に、総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員会の議会中の閉会審査の報告を行います。

総務文教常任委員会は、今回については審査を行いませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（仙海直樹） 次に、社会産業常任委員長、6番、加藤修三議員。

○社会産業常任委員長（加藤修三） 社会産業常任委員会も同様、今回は何も行いませんでした。

以上です。

○議長（仙海直樹） 次に、議会運営委員長、2番、中川正弘議員。

○議会運営委員長（中川正弘） 議会運営委員会として、7月3日に議員控室におきまして、一般質問のやり方について議長、副議長、そして新たに議員になられました安達議員、高橋議員、小黒議員を交えまして研修いたしました。

以上です。

○議長（仙海直樹） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第55号 町長専決処分について（平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））

○議長（仙海直樹） 日程第5、議案第55号 町長専決処分について（平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第55号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの町長専決処分は、本年7月の梅雨前線豪雨により、避難所の開設や町道の修繕工事等を実施する必要が生じたので、7月10日に一般会計補正予算を専決処分したものであります。

歳出予算では3款民生費、3項災害救助費に避難所開設に係る経費を計上いたしました。

6款の農林水産業費には農業用施設、農地の災害復旧事業に対する補助金及び県緑のばんそうこう工事費等を計上いたしました。

8款の土木費には町道維持修繕工事費等を計上いたしました。

歳入予算では、これらの財源といたしまして、分担金、県補助金、地方債及び繰越金を充てております。

これらによりまして、歳入歳出予算にはそれぞれ2,135万5,000円を追加し、予算総額を34億6,633万円としたものであります。

また、第2表の地方債補正におきましては、県緑のばんそうこう事業に係る起債を追加しました。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算につきましてお願いいたします。ページでいきますと185ページになります。3款1目災害救助費に7月3日、4日に開設しました町内5カ所の避難所運営に関する経費を計上させていただきました。これらの経費には災害対策費用保険金が充てられております。

次に、下の6款5目農地費に計上しております県単農業用施設、農地の災害復旧事業に対する補助金ですが、これは国県補助に該当しない箇所です。1カ所8万円以上、40万円以下の事業に対し、町単独で50%を補助するものであります。各5カ所ずつ計上いたしました。

次のページ、186ページをお願いいたします。2目林業振興費です。11節では林道等7カ所に係る修繕料を追加し、13節では林道小竹稲川線の測量設計業務委託料を、15節では大寺地内2カ所に係る工事費を計上いたしました。県緑のばんそうこう工事費の負担割合は、受益者負担が10%、県補助金が50%、町負担が40%となっております。

下の8款土木費です。15節の町道維持修繕工事費ですが、これは町道六郎女線、火葬場線、尼瀬稲川線に係る修繕工事です。

次に、歳入予算についてお願いいたします。183ページに戻っていただけますでしょうか。13節分担金には県緑のばんそうこう事業費の10%の額を、16款県補助金には同じく50%の額を計上しております。

次の184ページをお願いいたします。5目の雑入でございます。これは、全国町村会が行います災害対策費用保険に係る保険金です。避難勧告等を発令したときに要する避難所開設等の経費が補填さ

れるもので、本町は今年度から同保険に加入をいたしました。

下の22款町債では、県ばんそうこう事業の町負担分40%起債で手当です。充当率100%、元利償還金につきましては後年度事業費補正により基準財政需要に算入されることとなっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり承認されました。

◎議案第56号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第6、議案第56号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第56号につきましてご説明を申し上げます。

今年度、柿木地区のポンプ施設の更新を計画しており、新潟県と協議を重ねた結果、団体営基幹

水利施設ストックマネジメント事業で採択されることになりました。このため、出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例の第2条の分担金を徴収する事業に団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業を追加するものであります。

また、分担金の額につきましては別表の農業基盤整備促進事業と農地耕作条件改善事業の定額助成事業と同様の考え方とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたらこれを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 議案第56号の補足説明をさせていただきます。

条例の一部改正につきましては、ただいま町長の説明のとおりでございます。柿木地区のポンプ施設につきましては、平成14年度に薬師堂地区圃場整備事業で整備されたものです。15年が経過しまして、送水能力が低下しまして、上流の池がなかなか満水にならないということで苦慮しております。新潟県に相談しましたところ、団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業をご紹介いただきました。柿木地区が採択要件をクリアできるということで、今年度これからこの事業でポンプ施設の更新を実施したいというふうに考えております。定例会資料11ページに条例の新旧対照表を添付させていただきました。また、同じく資料の3ページに事業の概要につきまして記載させていただきました。補助率につきましては国が50%、県が25%、町と地元で25%となっております。今回提案しました別表による形で計算をさせていただきますと、地元が約16%、町が約9%となります。

説明は以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） ただいまの説明の中でお聞きしたいんですけども、旧の中で1、2、3が事業になっているわけですが、その中で県と今相談された中ではこの1、2、3が該当しなかったという認識の中でこの第4を町としては採択したいという考えなわけですか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 柿木のポンプにつきましては、今お話ししましたように上流のポンプに水が送り込めないという状況で、今はいいんですけども、来春からまた田んぼの水が困るということで、何とか今年度事業をやりたいという中で、既存の今記載してあります条例の事業につきましては、これから手を挙げてもなかなか予算がつかないという状況で、何とかいい事業はないかということで県のほうと相談した結果、この事業をこれからだったら何とかなるということで県のほうからお示しいたしましたので、この事業で取り組みたいというふうに考えております。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） この柿木のポンプ、これの今現在の馬力、一緒なのかどうかということと、現状に合った形にするためには現状のものとかえる必要があったのかどうか。

それと、今このポンプの容量がどこが大体悪かったのか。例えば中のベアリングなのか、砲金のところなのか、次のとこのシーケンス、容量を上げるためのもう一つのところがあると思うんですけども、どこが悪くてかえるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） ポンプにつきましては、現在の能力と同等のものを入れる予定になっております。今お話ししましたとおり、現状は最上流の池に水を送り込めないというふうな状況で、それでメーカーのほうに確認をしまして、オーバーホールも見積もりをとらせていただきました。しかし、ご存じのとおり15年が経過しているということで、これからオーバーホールで200万、300万お金をかけたとしても、何年か後にまたほかのところで部品交換等発生する可能性があるということで、新品に交換するのとどちらがいいかと地元とメーカーと相談した結果、この際新しいものにとりかえたほうが、今後また10年、15年使うという中でそのほうがいいだろうということで新しいポンプに入れかえるという形で計画をさせていただきました。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 地元がそういう要望であればそれで結構だと思いますが、やはり15年経過、これをもっともたせるためには、さっき言ったように何キロワットか、容量は幾つなのかと。結局容量がでかければ、それなりにもう少しはもつというふうに考えているんですけども、何馬力かちょっとお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） ポンプにつきましては、パイが150ミリ、それでワット数が30キロワット、揚程が38メートルのポンプになります。それで、容量の大きいポンプというふうなお話なんですけども、一応国の補助事業で入れかえるということになりますと、やっぱりそれなりの根拠のある形の数字のもので補助申請しないといけないわけなので、例えば極端に大きいポンプにするというふうになれば、それなりの理由がないと大きいものに入れかえはできないということでご認識をいただければと思います。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 内容理解しました。ただし、大きいものにする理由はどうのこうのというのであれば、15年たつのが16年にする、17年にする、もっとパワーがあって、余裕を持って回るということでも対応できたかなというふうに思うんですけども、今後はこの辺ももう少し考えて、今よりもよくなった、今よりももつようになったというものにしていくような形をとったらいかがかと、今後その辺について考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎議案第57号 平成28年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第58号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第59号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第60号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第61号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第62号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第63号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定について

議案第64号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（仙海直樹） 日程第7、議案第57号 平成28年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第58号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第59号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第60号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第61号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第62号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第63号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第64号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第65号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第57号から議案第65号までの平成28年度各会計の決算認定につきまして一括してご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりまして、便宜上決算額は1,000円単位とさせていただきます。

初めに、議案第57号、一般会計決算からご説明をいたします。平成28年度の一般会計予算額は当初予算33億1,000万円、前年度からの繰越明許費6億8,397万7,000円でスタートし、途中8回の補正予算で6億75万4,000円を追加し、最終予算規模は45億9,473万1,000円となりました。

決算額は、歳入総額38億8,026万8,000円、歳出総額が36億7,228万6,000円、歳入歳出差引額は2億798万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源7,095万円を除くと実質収支額は1億3,703万2,000円の黒字決算となりました。

歳入決算額では前年度に比べ2,066万2,000円、0.5%の微増となっています。原子力災害対策事業費補助金の交付による国庫支出金及び繰越明許費による繰越金が増加した一方、繰入金、地方交付税交付金が減少しています。

歳入の主なものは、多い順から地方交付税が15億6,969万6,000円、歳入総額に占める割合は40.5%となっております。次いで、国庫支出金が6億2,095万2,000円、16%、町税が4億1,920万8,000円、10.8%、県支出金が3億6,501万円、9.4%の順であります。

歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税等の自主財源は9億1,182万1,000円、歳入全

体の23.5%で、地方交付税、国県支出金等の依存財源は29億6,844万7,000円で76.5%と高い割合を占めています。

次に、歳出決算額についてご説明を申し上げます。歳出決算額は、前年度に比べ6,049万1,000円、1.7%増となりました。八手地区の農村環境改善センター放射線防護対策工事の実施により農林水産業費が大きく増加しました一方、出雲崎町消防分遣所建設工事の完了によりまして消防費が減少しています。

歳出の主なものは、民生費が8億8,973万9,000円で前年度に比べ16.2%増となりました。歳出全体に占める割合は24.2%です。続いて土木費が5億5,731万6,000円、前年度比10.3%の減、農林水産業費が5億637万6,000円、前年度比96.3%の増、教育費が4億4,371万4,000円、前年度比9.9%の減となっています。

歳出決算を性質別に見た場合におきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は13億1,417万6,000円、構成比35.9%で全体の3分の1を超えております。

投資的経費では、普通建設事業費が7億6,380万2,000円で前年度比8.1%の減となりました。第2期の町営集合住宅建設事業の完了等により、単独事業費が大きく減少したことによります。

次に、町債の平成28年度末現在高は36億3,445万3,000円で前年度より1億1,136万7,000円減少しています。28年度起債額が前年度より2億1,533万1,000円減少したことが原因となっています。

地方債別年度末残高は、過疎対策事業債が16億1,964万4,000円で、次いで臨時財政対策債が14億5,716万6,000円となっております。また、財政健全化法に基づく5つの指標数値は、本町は全ての指標において特に問題のない比率となっております。

今後も大きな歳入割合を占めております地方交付税の動向を見据えながら、可能な限り特定財源の確保に努めた中で政策的重点課題に積極的に取り組んでまいります。

次に、議案第58号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成28年度末における被保険者数は680世帯、1,091人で、前年度より世帯数は31世帯減少し、被保険者数は68人減少しております。

歳入では、国保税の収納総額は9,781万7,000円、現年度分の収納率は98%となり、前年度より0.2ポイント増加しました。その他の歳入は共同事業交付金、前期高齢者交付金、国庫支出金の順となっています。一方、歳出では保険給付費が3億6,507万6,000円、前年度より約574万2,000円、1.6%増加しました。また、共同事業拠出金が452万円、3.4%減少しました。その結果、後期高齢者支援金、介護納付金などを支出しています。

これらによりまして、平成28年度の本会計の決算額は歳入総額6億4,365万4,000円、歳出総額6億895万8,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,469万5,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第59号、介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成28年度末における第1号被保険者数は1,778人で、前年度より26人減少となっております。そのうち要介護・要支援認定

者数は326人で、認定者の割合は18.3%となり、前年度より1.8ポイント減少したものの、引き続き高い水準になっています。

歳入では、介護保険料は1億2,285万6,000円で収納率は99.6%となりました。その他の歳入は国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、県支出金の順となっております。

一方、主な歳出では、保険給付費が5億6,347万9,000円で前年度より2,544万4,000円、4.3%減少いたしました。居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費が減少しております。

これらによりまして、平成28年度の本会計の決算額は歳入総額6億7,468万5,000円、歳出総額は6億3,387万6,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,080万9,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第60号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成28年度末の被保険者数は1,100人で前年度より29人減少しております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料の3,518万8,000円、収納率は99.9%となっております。その他、一般会計からの繰入金などがありますが、一方主な歳出は後期高齢者医療広域連合への納付金となっております。

これらによりまして、平成28年度本会計の決算額は歳入総額5,512万3,000円、歳出総額は5,485万円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに27万3,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第61号、簡水会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成28年度は、水道施設全体の遠隔監視システムの更新や上中条浄水場のろ材交換などを行いました。また、松本みなみ団地の配水管整備を行ったほか、老朽化した配水管の更新工事によりまして漏水工事の軽減を図り、安定した上水の供給に努めてまいりました。

これらによりまして、平成28年度本会計の決算額は歳入総額1億6,968万4,000円、歳出総額は1億6,367万4,000円、歳入歳出差引額601万円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第62号、特生排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成28年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、平成28年度の本会計の決算額は歳入総額1,446万1,000円、歳出総額は1,382万9,000円、歳入歳出差引額は63万2,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越す財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第63号、農排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成28年度では、松本みなみ団地の下水管の整備を行ったほか、3処理地区の維持管理を実施いたしました。

これらによりまして、平成28年度本会計の決算額は歳入総額1億1,124万1,000円、歳出総額は1億749万5,000円、歳入歳出差引額は374万6,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

ます。

次に、議案第64号、下水道会計決算につきましてご説明を申し上げます。下水道特会では、平成26年度から平成30年度までの5カ年計画で久田浄化センターの機械・電気設備の長寿命化にかかわる更新を行っていますが、平成28年度は汚泥脱水機のオーバーホールや水位計の機器更新を実施いたしました。このほか例年と同様に施設の維持管理や起債の償還などを行ってまいりました。また、下水道、農業集落排水など、町全体の汚水処理水洗化率は本年3月末時点で95.3%になり、前年からの0.6ポイントの上昇いたしました。

これらによりまして、平成28年度本会計の決算額の歳入総額は1億7,593万5,000円、歳出総額は1億6,943万円、歳入歳出差引額650万5,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

最後に、議案第65号、宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成28年度は、松本みなみ団地分譲に向けての用地買収、造成工事及び広告宣伝を実施いたしました。ほかに次期分譲予定の松本ひがし団地の用地買収も実施いたしました。

これらによりまして、平成28年度本会計の決算額は歳入総額は5,151万3,000円、歳出総額は5,024万9,000円、歳入歳出の差引額は126万4,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきましてその概要を説明申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧くださいまして、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、石川豊さん。

○代表監査委員（石川 豊） ご苦労さまです。代表監査委員の石川豊でございます。

平成28年度出雲崎町決算審査意見をお手元の審査意見書に基づきご説明申し上げます。どうぞご覧になってください。

1ページをお開きください。左ページ下の四角で囲んである注釈は従来どおりでありますので、説明は省略させていただきます。後ほど目を通していただきますようお願いいたします。

改めて1ページ目をご覧ください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。平成28年度出雲崎町一般会計決算、平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計決算、平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計決算、平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、平成28年度出雲崎

町下水道事業特別会計決算、平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

以上、一般会計決算並びに8つの特別会計決算であります。

2、審査の期間。平成29年8月1日から平成29年8月25日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査いたしました。

なお、審査に際しては関係職員から説明を聴取するとともに、当該年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考といたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められました。また、予算の執行等に係る事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められます。

一般会計の決算規模は、平成27年度から平成28年度に繰り越した原子力災害対策事業である八手地区改善センター放射線防護対策工事等により、歳出については前年度に比べ1.7%の増加となっております。また、実質単年度収支は公共用施設の維持補修基金積み立て等のため、財政調整基金から3,300万円余りを取り崩したものの、2,900万円ほどの黒字となっております。いずれにしても財政調整基金残高は19億8,300万円となっており、国、地方を取り巻く厳しい経済・財政状況の中にあつて、堅実・着実な財政運営が行われております。

経常収支比率は85.3%で、前年度より5.0ポイント増加しましたが、その主な要因は普通交付税及び臨時財政対策債の減少、加えて経常的経費充当一般財源の増加によるものであります。この数値は、昨年度に比べ財政の硬直化がやや高まったということであります。

なお、実質公債費比率については6.7%、前年度に比べ1.1ポイントの減少となっております。詳しくは、財政健全化等に関する指標の項目で述べます。

また、特別会計については、全ての事業会計において実質収支が黒字となっており、良好な状態にあります。詳しくは、財政健全化等に関する指標の項目で述べることにいたします。

その指標の項目ですが、平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、平成20年度の決算から実質赤字比率などの5つの指標について審査を行っています。平成28年度決算に係る各指標についても以下のとおり審査を行いました。

まずは、財政健全化指標であります。

なお、財政健全化指標並びに次の経営健全化指標の表示で黒字の場合、比率はマイナス表示されますので、御承知ください。

では、説明いたします。①、実質赤字比率は黒字となっております。参考数値はマイナス6.52%です。赤字である場合の早期健全化策定基準の国の基準範囲、以下国の基準範囲と申し上げますが、

11. 25%から15%であります。

②、連結実質赤字比率は黒字となっています。参考数値はマイナス11.0%です。赤字である場合の国の基準範囲は16.25%から20%であります。

③、実質公債費比率は前年度より1.1ポイント減少し、6.7%となっています。国の基準範囲である25%以下の値であり、良好な数値となっています。

④、将来負担比率はマイナス48.2%で、将来の負担はありません。国の基準範囲である350%以下の値であり、良好な数値となっています。

次に、経営健全化指標であります。⑤、公営企業における資金不足比率は、いずれの特別会計も黒字となっています。参考数値を申し上げます。簡易水道事業特別会計マイナス5.9%、特定地域生活排水処理事業特別会計マイナス9.6%、農業集落排水事業特別会計マイナス10.9%、下水道事業特別会計マイナス12.6%、住宅用地造成事業特別会計マイナスゼロ%となっています。赤字である場合の国の基準範囲は20%でございます。

以上、当町における5つの指標については、いずれも黒字もしくは早期健全化策定基準の国の基準範囲の数値を大きく下回っており、健全財政が保持されているものと認められ、特段指摘すべき事項はございません。

なお、各比率の算出方法など詳細については11ページから14ページに掲載してありますので、後ほどご覧になってください。

3ページ目でございます。町の主要産業の一つであります観光は、ここ数年夏・秋に実施している観光イベントが大きな役割を果たし、観光客入り込み客数は、若干ではありますが、回復基調となっております。例えば天領の里全体の売上高は前年比106%、利用者数前年比107%と増加に転じております。担当課によりますと、首都圏観光商談会等における旅行会社へのPRが功を奏したのではと分析しておりますが、今後も企画イベント等の充実を図ることはもとより、PR、情報の提供発信を的確、タイムリーに実施されるよう望むところであります。

交付金についてですが、平成28年度は普通交付税は減少しましたが、昨年度から交付された県エコパークいずもぎ第3期処分場周辺環境整備事業交付金が県補助金として同額交付されております。しかし、町の財政を取り巻く環境は、予測不明の時代背景を考慮するに当たり、引き続き厳しい状況であります。今後とも真に必要な事業への積極的な財源配分を行い、町民の健康づくりを推進するとともに、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものであります。

なお、決算審査の概要は4ページ以降69ページまでであります。後ほどご覧になってください。引き続き、70ページをお開きください。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。

(1)、平成28年度出雲崎町街なみ環境開発基金。

(2)、平成28年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。平成29年8月1日から平成29年8月25日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の金融機関残高証明書並びに運用状況表に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査いたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された残高証明書並びに運用状況表は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿って適正に運用されたものと認められます。

決算審査の概要は、71ページと72ページに運用状況及び奨学金貸与の年度末累計が掲載をされております。

また、決算審査のむすびとしまして、73ページから75ページに掲載されておりますので、後ほどご覧ください。

終わりになりますが、当町の最大の課題であります人口減少対策として、町は定住交流人口の増加を最重点施策に据えた取り組みを積極的に推し進め、成果も出始めておるところであります。あわせて未利用の町有地対応について適切な財源確保を図る観点からも、これらの売却を含む有効活用策のさらなる検討をご期待申し上げ、平成28年度出雲崎町決算審査意見の説明を終了いたします。どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号から議案第65号まで議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から議案第65号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。
議案第57号から議案第65号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩いたします。

(午前10時22分)

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時24分)

◎決算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（仙海直樹） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、副委員長に加藤修三議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、しばらく休憩をいたします。

(午前10時25分)

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時35分)

◎議案第66号 平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（仙海直樹） 日程第16、議案第66号 平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程いたしました議案第66号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では債務負担行為についてを、第3条では地方債の補正をしております。

初めに、歳入歳出予算の補正についてご説明をいたします。歳出予算の主な補正内容といたしましては、2款の総務費、1項の総務管理費、5目財産管理費に旧出雲崎小学校グラウンド用地測量業務委託料、庁舎塔屋屋上防水工事費及び町有建物除却費を計上いたしました。また、7目企画費では、社会保障・税番号制度に伴う住民基本台帳システム改修委託料及び情報セキュリティーポリ

シー改定支援業務委託料を計上いたしました。

3 款の民生費、4 款の衛生費では、各項目に過年度の精算に伴う国県補助金の返還金を計上いたしました。

3 款 3 項災害救助費では、災害発生時の避難所開設に係る経費を計上いたしました。

4 款の 1 項の保健衛生費では、新規事業として新生児の聴覚検査費の助成に係る経費を計上いたしました。

6 款農林水産業費では、1 目農業振興費に市野坪地域に係る中山間地域等直接支払交付金を追加いたしました。5 目の農地費では、柿木地区の揚水ポンプ更新工事を新たに計上いたしました。

7 款の商工費、4 目天領の里管理費では、エレベーター修繕工事費を計上いたしました。

8 款の土木費では、1 項土木管理費に支障木伐採に係る町道維持作業料を追加し、2 項の道路橋りょう費には船橋地内交差点の改良測量設計業務委託料を計上いたしました。また、5 項の住宅費には新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金を追加し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金を新たに計上いたしました。

10 款の教育費、5 項の保健体育費では、多目的運動場整備工事費を減額いたしました。

次に、歳入予算の主なものをご説明申し上げます。13 款の分担金及び負担金には、柿木地区揚水ポンプ更新工事に係る分担金を計上いたしました。

16 款の県支出金には、同更新工事に係る補助金を計上いたしました。

18 款の寄附金では、住友不動産からの観光費寄附金を計上いたしました。

19 款の繰入金では、財政調整基金からの繰入金を減額いたしました。

20 款の繰越金では、前年度の繰越金を全額追加補正をしております。

21 款の諸収入では、スポーツ振興くじ助成金を計上いたしました。

22 款の町債費では、多目的運動場整備事業債を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ1,256万9,000円を追加し、予算総額を34億7,889万9,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の設定では、平成30年度に行う長岡崇徳大学新設支援事業補助金を定めております。

また、地方債補正につきましては、多目的運動場整備事業の起債限度額を減額しております。

以上であります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算につきましてお願いいたします。202ページをお願いいたします。各課にわたりまして3節の職員手当等の追加がございます。これは、災害対応または行事関係等によりまして職員の

時間外勤務手当に不足が生じる見込みですので、このたび補正をさせていただきました。

また、2款2目文書広報費に行政区長費用弁償追加がございます。こちらは、10月に柳津町の区長さんが来町されまして、本町の行政区長と意見交換会を開催したいという申し出がございまして、本町の行政区長、ご出席いただく方10名分の費用弁償を追加したものでございます。

5目財産管理費です。13節の委託料、そして15節の町有建物除却工事につきましては、補足資料説明がございますので、ご覧いただければと思います。

7目企画費です。8節の報償費、ふるさと納税寄附金謝礼を追加してございます。今年度、ふるさと納税寄附件数が増加していることによります追加の補正です。当初35件程度を見ておりましたが、これまで既に30件の申し込みがございます。

また、13節委託料です。住民基本台帳システム改修委託料ですが、これはマイナンバー制度に伴う日本年金機構との連携システムを行うための改修委託料になります。

19節負担金関係でございます。一番上段の情報連携用中間サーバプラットフォーム負担金減、それと一番下と特定個人情報に係る電子計算機関連事務委託交付金でございますが、これは省令の改正によります予算の組み替えとなっております。

同じく同節の真ん中、地域づくり推進事業補助金であります。本年度、おかげさまで各集落から多くの要望がございます。当初予算に計上させていただきました分につきましては全て執行済んだところでございます。追加で3団体分を計上しました。これまで10団体に補助を行っております。

続きまして、205ページをお願いいたします。3款の7目保健福祉総合センター管理費です。11節施設修繕料を追加させていただきました。これは、ふれあいの里の駐車場の区画線及びボイラーの修繕等の経費を追加したものであります。

次の206ページをお願いいたします。5目子育て支援拠点事業費です。これは、来年度オープンを予定しています多世代交流館のオープンに向けまして、専門職員の研修等に係る経費を計上させていただきました。

次、207ページです。1目災害救助費でございます。避難所開設経費としまして、また台風等もございますので、3から4日分の開設できる経費をこのたび計上させていただきました。

4款衛生費、1目保健衛生総務費では、新生児聴覚検査費助成事業を新規事業として開設する経費を計上しております。20人分を見込んでおります。事業内容は、補足説明資料のとおりであります。

次に、208ページをお願いいたします。6款農林水産業費の5目農地費です。柿木地区揚水ポンプ更新工事を計上いたしました。内容につきましては、先ほど説明があったとおり、補足説明資料のとおりでございます。議案第56号の関連予算となります。

次、210ページをお願いいたします。8款の土木費です。3目の道路新設改良費です。13節委託料には船橋地内の交差点の改良に係る委託料を計上してございます。内容につきましては、補足説明資

料のとおりであります。

続きまして、211ページをお願いします。河川費でございます。このたび河川改修工事は大釜谷川、吉水川の修繕工事となります。

その下、5項住宅費です。町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金ですが、当初5件分600万円を予算計上しておりましたが、多くの申し込みがありまして、このたび800万円を追加しております。本年度全部で13件分の補助を見込んでおります。

また、その下のがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金につきましては、補足説明資料がございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、212ページ、9款消防費でございます。22節に物件移設補償料がございます。今年度整備をしております羽黒町地内にあります消防詰所兼資材倉庫の場所にありますNTT柱の移設に係る経費、その補償料を計上させていただきました。

次の10款教育費です。6目良寛記念館管理費です。こちらの係るものにつきましては、地方創生推進交付金に係る事業、良寛を核とした交流人口の拡大、誘客体制の強化を図る事業でございますが、この事業に係る予算の組み替えとなっております。

その下、2目の体育施設費でございます。多目的運動場整備工事に係る経費で、実施設計及び入札請け差によりまして工事請負費を減額しております。

歳出予算の補足説明は以上のとおりです。

続きまして、歳入予算についてお願いいたします。予算書197ページをお願いいたします。13款分担金でございます。農林水産業費分担金といたしまして、柿木地区揚水ポンプ更新工事に係る分担金を計上してございます。議案第56号の関連予算で、事業費から国県補助金を除いた3分の2の額を分担金としてご負担願うものであります。

15款6目消防費国庫補助金ですが、当初予算で県支出金に計上しておりましたものでございますが、国からの直接補助でありましたので、このたび補正をさせていただきました。同額が県補助金のほうを減額しております。

次のページ、198ページをお願いいたします。県支出金です。4目農林水産業費県補助金、団体営基幹水利施設更新事業補助金、柿木地区揚水ポンプ更新工事に係るもので、国が50%、県が25%を補助するものであります。

次、199ページをお願いいたします。4目の商工費寄附金、町長説明のとおりでございます。住友不動産様から平成23年度から連続、今年度7回目のご寄付をいただいているということでもあります。

19款の繰入金です。財政調整基金の繰り入れを減額させていただきました。このたびの9月補正におきまして前年度繰越金を充当した関係で基金繰り入れを減額しております。

また、一番下の介護保健事業特別会計の繰入金は、前年度の精算によるものです。

次、200ページをお願いいたします。20款の繰越金は、町長説明のとおり全額計上となっております。

す。

21款5目雑入です。スポーツ振興くじ助成金、こちらは多目的運動場整備事業に対する助成金と
なっております。

その次の201ページ、町債関係です。6目教育債につきましては、スポーツ振興くじ助成金の決定
等により、また7目臨時財政対策債につきましては、起債可能額の決定によりまして、いずれも減
額の補正をさせていただいております。

歳入歳出予算の補足説明は以上です。

また、193ページ、債務負担行為を設定させていただきました。30年度に債務を負担するものです。
内容につきましては、補足説明資料のとおりでございます。

その次の194ページ、地方債の補正でございます。先ほど歳入予算の22款町債において説明した理
由によりまして、このたび補正をさせていただきます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） 211ページの8款土木費の5項住宅費の3目の住宅環境整備費の中がけ地近接
危険住宅移転事業補助金が80万2,000円、今回あるんですけども、補足説明で一応事業規模、除却1
件分とあるんですけども、既にそういう対象物件があるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） このがけ地の要綱に基づきまして除却を予定している物件が船橋の集落地
内で住家1件ございます。これ用の除却費用でございます。

○議長（仙海直樹） 9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） 208ページ、5目19節有害鳥獣捕獲の担い手ということでこの数字が5万4,000円
のっておるんですけども、当初予算にもものっていたと思っているんですけども、今まで何人くら
い取得して、今後この5万4,000円で何人ぐらい取得する、何を取得するのか、その2点だけお聞か
せ願いたい。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（池田則男） ただいまの件ですけども、今回の補正についてはお一人分を予定の補助金
でございます。今現在、狩猟免許ということでは15人程度いらっしゃいます。今回お一人で、大体
1件当たり8万5,000円前後かかるらしいですけども、補助の上限としましてこちらの金額になる
ということで、今後またそういう方がいらっしゃったら、今後もまた補助金を出したいというふう
に思っています。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 2つ教えてください。まず、ページ数が203ページ、総務費の中の2項徴税費、郵便料の追加22万7,000円とありますけども、郵便料にしては多額な追加になっていると思うんですけど、今ほど説明なかったんですけど、これは郵便料金値上げに係る追加なのか、それとも量的な追加なのかちょっと教えてください。

それからもう一点、209ページ、7款商工費の中で、天領の里管理費でエレベーター修繕工事というのが64万3,000円出ていますが、時々私もエレベーター乗せてもらうんですが、別にふぐあいはないように感じるんですけど、どんな修繕をされるのかちょっと教えてください。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（池田則男） 203ページの徴税費の郵便料の関係でございます。これにつきましては、今年度マイナンバーの導入に伴いまして、当初各納税者に対して普通郵便で送る予定だったんですけども、国等からの指導によりまして、できればそういうものについては簡易書留で送ってくれということになりましたので、私どももそのようなことで5月から郵送分については簡易書留で送っているという状況でございます。そんなことで差額分について不足が生じたもので、今回補正をさせてもらうという状況でございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） エレベーターの修繕ですが、ベアリングの交換と、それからブレーキ開放用バッテリーの交換。あと、制御盤内の電圧装置の交換というふうな内容となっております。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 両方とも了解いたしました。このエレベーター修繕工事ですけども、これは毎年毎年かかるものでしょうか。今までどれぐらい修繕費かかっていますか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） エレベーターにつきましては、今までほとんど修繕等はしておりません。それで、エレベーターにつきましては定期点検的な部分を2カ月に1遍ずつやっております。あと細かい部分までの点検を年1回行っております。今回その年1回の点検で交換部品の関係のそういうふぐあいが出たということで報告がありまして、交換を今回させていただくということです。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） エレベーターの修繕ですけども、当然エレベーターというのは保守管理をしているものだと私は考えますが、保守管理をしているのであれば、こういうベアリング等々はそのときに保守管理料に含まれるんではありませんか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 保守的な部分がどこまでやるかというふうな内容もあると思うんですけども、今回ベアリング交換に相当な作業の費用がかかるということで、ベアリングの交換だけで

40万以上の費用がかかるという形になっております。通常の点検の部分を超えているものではないかなということと判断させていただきました。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ベアリング交換、これなんです、通常企業でいくと定期的に、動かそうが動かすまいが何時間ということにかえると。例えばトヨタさんの場合でもそうですね。機械のモーターと本体を動かすとこのVベルトの交換、これについても工場行ってみればわかるんですが、いついつに交換しなさいという形になっています。我々企業においてもエレベーターは当然使っていましたけども、そのときにはそういう点検方法をやっているはずなんですけど、定期点検、チェックシート一覧表があった上で、例えば何年に1遍かえなさいということがうたわれていると思うんですが、その辺は確立されていないんですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 今回、定期点検をやった中で指摘が出て交換というふうな形のもので、これが平成16年に設置した品物です。それで、毎年細かく点検はさせていただいておりますが、今回その指摘の中で部品交換ということが出てきましたので、部品を交換させていただくということなので、いついつまでに、何年に1遍これを交換しなさいというような形の指摘等をうちのほうもしていないですし、この辺につきましては通常の管理以外の部分は町のほうで対応したいというふうに考えております。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） やはり車もそうですけども、タイミングベルト、これは裂断が入ってようが入ってまいが、まだ使えると思ったって10万キロでかえなさいということになっていますね。こういうことも考えて、あそこはいろんな人が乗ります。いろんな人が当然利用する中で、事故が起きてはいけないため、点検でゴリゴリ、ベアリングがザラザラ音がしたというような話じゃないと思うんです。その中で今後についてはある程度の点検期間を設けて、それで対応していくというのがより安全安心につながるんじゃないでしょうか。その辺についてお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） うちのほうでは、事故等が起きないように2カ月に1遍定期点検しておりますし、年1回細かく点検をしております。加藤議員さんがおっしゃられるような内容のことはきちっと対応しているつもりですので、今後についても定期点検等を積み重ねながら、ふぐあい等が出ましたらその都度また対応していきたいというふうに考えております。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 定期点検を2カ月に1遍、法律点検というのも当然年に1遍とかエレベーターについてはありますよね。そういう中で2カ月に1遍やったら、このごろ音がするなとかいうのははっきりわかるはずなんだよね。もうそろそろですよ。急にどんということはないと思うんです。

点検のところでいったって、旋盤のそこだって、旋盤の職人はこうやってチェックシートの、棒を置いて耳でゴリゴリゴリとベアリングの音を聞いたりします。そういうふうな形でより安全に努めるということもやってみてもらったらいかがですか。希望です。

○議長（仙海直樹） 答弁は要りませんね。

○6番（加藤修三） いいです。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 207ページの3項、災害救助費です。この中に需用費で食糧費の追加1万円とクリーニング代追加10万とありますけど、これはこの前の大水のときの例えば毛布か何か使って、それでまたクリーニングやったのか、その辺のちょっと状況をお聞かせください。

それで、そういったときの毛布か何かのクリーニング代を考えているのでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 今ほどのクリーニング代ですが、おっしゃるとおり、当日毛布等を使用した場合、使用後にクリーニングをして次期に使えるような形で備蓄しているというものにかかるクリーニング代です。食糧費につきましては、避難されてきた方々のお弁当ですとかおにぎりとか、短期間であればそういったものを調達して食事をしていただいているというふうなものにかかる経費を予算化させていただいております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） では、このクリーニング代は一応毛布というか、これから特に寒くなるとかなり必要になることも、これはある程度枚数は考えて、災害というのはなければいいわけなので、開設しなければいいんですけど、そういったのもある程度もう大体常備はされているわけですね。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 一定数量備蓄をしております。

○議長（仙海直樹） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 2点お願いいたします。1点目は206ページ、児童福祉費の子育て支援事業拠点事業費のところなんですけど、言語指導士育成受講料というものがございますけれども、この言語指導士というのは、言語聴覚士の方が月に何回か見えるということは聞いておりましたけれども、言語指導士の育成ということになると新たにかかわってくれる方の育成受講料ということなのかどうかを1点、どのような方がやったださるのかというのが1点です。

もう一つは207ページ、保健衛生総務費のところの扶助費、新生児の聴覚検査費の助成、とても早いご判断をいただいて、これすばらしいなと思うんですけども、対象となるのは、必ずやはりこういう制度のときは境目があるんですけど、29年度からということでもよろしいでしょうか。2点お願

いします。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 言語指導士の育成受講料についてですが、9月1日から子育て支援業務を主にやっていただく保育士を採用しております。その保育士のほうから今後療育事業を行うために必要な言語指導の基本的な知識の習得をしていただくための受講料になっております。内容としては、10月から新潟医療福祉大学のほうで受講をしていただく予定になっております。

次に、町新生児の聴覚検査費の助成についてです。対象のほうは、平成29年の4月1日以降に出生した新生児の保護者を対象にさせていただきます予定です。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第67号 平成29年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第17、議案第67号 平成29年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第67号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算につきましては、4款の地域支援事業費で生活支援体制整備事業実施のための準備委員会に係る経費20万6,000円を追加し、前年度精算に基づき5款の基金積立金1,741万2,000円を追加し、介護給付費準備基金に積み立てるほか、7款の諸支出金に国県支出金等返還金として1,774万6,000円、一般会計繰出金の506万9,000円を計上しております。

一方、歳入予算では3款及び5款に国、県の地域支援事業交付金を10万2,000円計上したほか、7款の繰入金10万4,000円を計上し、8款の繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ4,101万3,000円を追加し、予算総額を7億2,448万3,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

予算書211ページからお願いいたします。歳出予算におきましては、4款地域支援事業費に生活支援体制整備事業実施のための準備委員会に係る経費を計上しています。この事業は、介護保険制度の改正に伴い、市町村が中心となって生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら日常生活上の支援体制の充実強化を一体的に図っていくことを目的としており、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が義務づけされているものです。今回の補正は、36人による準備委員会を立ち上げ、勉強会を3回開催し、この中からコーディネーターと協議体委員を選出するもので、この経費には国、県の地域資源事業交付金を一部充当しています。資料の6ページに事業概要がございますので、参考にしてください。

次に、212ページをお願いいたします。5款基金積立金では、前年度の精算に伴い介護給付費準備基金に1,741万2,000円を積み立てるものです。これによりまして、同基金の年度末残高は7,193万1,000円となる見込みです。

また、7款諸支出金には前年度の国県支出金等の返還金と一般会計繰出金を計上しております。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 今ほどご説明いただきました211ページの地域支援事業費の中の生活支援体制整備事業準備委員会、これ委員の報償が上がっておりますが、こちらのほうは設置が義務づけられているもののお話でしたんですけれども、地域包括ケアの中で生活支援コーディネータ

一を配置するという点に関しては、これからやはり地域での助け合いというものが非常に大切になってくるというご判断で、国の指導もあり、自治体での判断あつての、これからの事業ではないかと思うんですけれども、この準備委員会というのはどういう形で選任されていくものでしょうか。

それと、もう一つ私が思いますのに、どうしてもやはり高齢な方々の選出が多いのではないかと思うのです。生活支援コーディネーターとして今後具体的にイニシアチブをとって動いていただく方々というのは、これからの高齢化社会を支えていく方々でないといけないのではないかと思うのですが、そこのところ次世代の育成と絡めて、こういう事業がスタートするときにはそれも大事じゃないかなと思うんですけれども、どういうふうにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 今回の準備委員会の委員につきましては、主に行政区長の代表の方、それから社会福祉協議会の評議委員、民生委員、それから有償ボランティアのねっとわーくさぶらい、そのほか社会福祉協議会、包括支援センターの職員、それから町の職員といった委員が主になっております。年齢的にはどうしても若干高目にはなっておりますけれども、こういった支援活動をやっているいろいろな団体から数名ずつ出ていただいておりますので、現在行っている支援業務の内容を改めて精査した中で今後地域での支え合いの仕組みづくりの推進強化を図っていきたく思っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 承知しました。ただ、どうしても有償ボランティアの例えばねっとわーくさぶらいを見てもそうですし、民生委員さんを見てもそうですし、区長さんはもちろんなんですけど、やはり集団としては高齢な方々が集まるということは否めないと思うんですけれども、もっと若い方たちの中にも気持ちを持っていらっしゃる方がいるのではないかと、発掘していかないと間に合わないのではないかとこの危機感をもっと持たなければいけないと思います。気持ちはあるんですが、やはり有職、仕事を持っていて生活のために働かなければいけないので、そういう活動にはなかなか積極的には参加できない。でも、気持ちを持っている方たちを拾っていくためには、こういう事業に加えて、もっと意識啓発的なものを土曜日とか日曜日とかに持ってくるとか、そういう工夫を今からぜひ考えていっていただきたいものだと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第68号 平成29年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（仙海直樹） 日程第18、議案第68号 平成29年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第68号、簡水特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、配水池進入道路に係る測量設計委託料を減額したほか、老朽管更新事業の促進を図ることから神条地内の配水管布設がえの工事請負費を追加いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額300万円を追加し、予算総額を1億6,922万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出219ページをご覧ください。13節管路工事設計業務委託料につきましては、6月の補正予算で減額をいたしておりましたけれども、今回さらに精算見込額まで減額するものでございます。また、この委託料の減額によりまして、今年度の国の補助事業費に執行の余裕ができましたので、15節の工事請負費を追加いたしまして、新たに神条地内の老朽管更新工事190メートルを施工するものでご

ございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第69号 平成29年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第19、議案第69号 平成29年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第69号、下水道特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、久田浄化センターの避雷針設備や浄水設備が故障したことによる維持修繕工事費を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額346万2,000円を追加し、予算総額を1億9,900万

4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

今ほどの町長の説明のとおりでございますけれども、修繕いたします機器類は屋根に設置してございます避雷針2本、それから水処理施設の中の広域性ろ層中間排水弁1台分でございます。どちらも平成9年の供用開始のときに設置したものでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（仙海直樹） 日程第20、議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第21、議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上議案2件を一括議題といたし

ます。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第70号及び第71号、固定資産評価審査委員会委員の選任について一括ご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております中野正和委員、小黒重幸委員がいずれも本年10月3日をもって任期満了となりますことから議案第70号では中野正和氏を、議案第71号では小黒重幸氏を引き続いて委員にお願いしたくご提案申し上げます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に議案第70号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第71号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号並びに議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号並びに議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第70号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第71号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

最初に、議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第72号 教育委員会委員の任命について

議案第73号 教育委員会委員の任命について

○議長（仙海直樹） 日程第22、議案第72号 教育委員会委員の任命について、日程第23、議案第73号 教育委員会委員の任命について、以上議案2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第72号及び第73号、教育委員会委員の任命につきまして一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第72号につきましては、現在委員をお願いしております木川勇三委員の任期が平成29年10月17日をもって満了となります。その後任としまして、豊富な行政経験と幅広い識見を有されている中山の佐藤正志氏をお願いいたしご提案を申し上げますのでございます。

次に、議案第73号につきましてご説明を申し上げますが、同じく委員をお願いしておりますところの棚橋正吾委員の任期が木川委員と同様平成29年10月17日をもって満了となります。その後任しまして地方企業行政の組織及び運営に関する法律で規定する保護者の選任が義務化されており、教育に熱心で子ども子育て会議の委員でもあり、小学1年生と4年生の保護者でありますところの羽黒町の大磯多華子氏をお願いいたしご提案申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第72号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第73号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号並びに議案第73号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号並びに議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第72号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第73号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第72号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第73号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（仙海直樹） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

（午前11時28分）